ｅｏ電気契約約款
（掲示約款）

２０２５年７月１日現在

株式会社オプテージ

目　次

約款

第１章　総則　・・・

第３２条　削除

第５章　ｅｏ電気契約者または利用者の協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
第３３条　力率の保持
第３４条　供給準備その他必要な手続きのための協力
第３５条　一般送配電事業者からの連絡
第３６条　一般送配電事業者による立ち入りへの協力
第３７条　保護装置の設置等の対策
第３８条　保安等に対する協力
第３９条　調　査
第４０条　調査等の委託
第４１条　調査に対する協力
第４２条　自家用電気工作物

第６章　一般送配電事業者による供給停止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第４３条　一般送配電事業者による供給停止
第４４条　一般送配電事業者による使用制限もしくは中止

第７章　工事費等の負担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第４５条　工事費等の負担

第８章　損害賠償　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第４６条　損害賠償の免責
第４７条　設備の賠償責任

第９章　雑　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第４８条　保安の責任
第４９条　ｅｏ電気契約者に係る情報の利用
第５０条　お客さまに係る情報の共同利用
第５１条　一般送配電事業者によるお客さまに係る情報の提供
第５２条　託送供給等約款に基づく遵守事項
第５３条　法令に規定する事項
第５４条　専属的合意管轄裁判所
第５５条　準拠法
第５６条　サービスの終了
第５７条　ｅｏＩＤの提供
第５８条　キャンペーン等の適用

別表　・・・１７
附則　・・・２６

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、このｅｏ電気契約約款を定め、これによりｅｏ電気を提供いたします。

（約款の変更）

第２条　当社は、託送供給等約款が改定された場合、法令等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、ｅｏ電気契約約款を変更することができるものとします。ｅｏ電気契約約款を変更する場合には、当社は、変更後のｅｏ電気契約約款および変更の効力発生日を、ｅｏ電気の需要場所またはｅｏ電気契約者が当社に登録している住所もしくは居所（以下、「登録住所等」といいます。）のいずれかに書面を送付する方法、一定期間当社ホームページのユーザーサポートサイトに掲載する方法、ｅｏ電気契約者が当社に登録している電子メールアドレス（以下、「登録アドレス」といいます。）へ電子メールを送信する方法および当社が適当と判断したその他の方法のいずれかまたは複数の方法（以下「当社通知方法」といいます。）により、あらかじめｅｏ電気契約者にお知らせいたします。なお、変更の効力発生日より、変更後のｅｏ電気契約約款が適用されます。

２　当社は、送配電事業者の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由がある場合は、次の手順に従い、ｅｏ電気契約約款に定める料金単価を変更することができます。

（１）当社は、事前に新たな料金単価およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を当社通知方法によりお客さまに通知いたします。

（２）ｅｏ電気契約者は、新たな料金単価に異議がある場合は、本適用開始日の１０日前までに当社に通知することにより、ｅｏ電気契約を解約することができます。この場合には、ｅｏ電気契約約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもってｅｏ電気契約は終了するものといたします。なお、ｅｏ電気契約の解約により解約精算金が生じる場合であっても、当社はこれをいただきません。

（３）（２）に定める期限までに、ｅｏ電気契約者より解約の通知がない場合は、ｅｏ電気契約者が新たな料金単価を承諾したものとみなし、本適用開始日より新たな料金単価が適用されます。

３　消費税法および地方消費税法のいずれかまたは両方の税率が変更された場合には、ｅｏ電気契約者は、変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものとします。

４　ｅｏ電気契約者は、電気事業法またはその関連法令により小売電気事業者に義務付けられている供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、当社が以下に定めるところにより行うことができることについて、あらかじめ承諾します。

（１）供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、当社通知方法により行う。なお、ｅｏ電気契約の内容を変更する場合にあっては、説明または記載を要する事項のうち、当該変更をしようとする事項のみを説明および記載の対象とする。

（２）契約締結後の書面交付については、当社通知方法により行う。なお、ｅｏ電気契約の内容を変更する場合にあっては、記載を要する事項のうち、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載の対象とする。

（３）法令の制定または改廃に伴い当然に必要とされる形式的な変更およびｅｏ電気契約約款の実質的な内容の変更を伴わない変更である場合は、書面を交付しないものとします。

（用語の定義）

第３条　このｅｏ電気契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用いたします。

用語	用語の意味
ｅｏ電気	当社が提供する電気供給サービスをいいます。
託送供給等約款	一般送配電事業者が電気事業法第十八条に従い、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。
力　率	交流電力の効率に関して定義された値であり、皮相電力に対する有効電力の割合をいいます。
低　圧	標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトをいいます。
電　灯	ＬＥＤ、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます）をいいます。
小型機器	主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
オール電化機器	総容量が原則として１kVA以上の電気式給湯設備等で、次のいずれかに該当する機器をいいます。 夜間蓄熱式機器（主たる通電時間を夜間時間とする機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用されるもの）。 夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器で、小型電気温水器等（台所や洗面など、浴室を含まない給湯需要の一部をまかなう機器）を除くもの。 当社が、電気式給湯設備等に該当すると認めた機器。
小売電気事業者	小売電気事業を営むことについて電気事業法第二条の二の登録を受けた事業者をいいます。
利用場所	利用者がｅｏ電気を使用される場所をいいます。託送供給等約款における需要場所が該当します。
供給地点	一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点をいいます。
接続供給電力	供給地点において当社がｅｏ電気契約者に供給する電気の電力をいいま

	す。
契約電力	契約上、使用できる接続供給電力（キロワット）の最大をいいます。
一般送配電事業者	一般送配電事業を営むことについて電気事業法第三条の許可を受けた事業者をいいます。
接続供給	発電された電気を一般送配電事業者が受け取り、一般送配電事業者の送配電ネットワークを介して利用場所等へ送り届けるとともに、需要の変動に対応して電気を供給することをいいます。
ｅｏ電気契約者	このｅｏ電気契約約款に基づき、当社とｅｏ電気契約を締結されるお客さまをいいます。
利用者	ｅｏ電気契約に基づき、電気を使用されるお客さまをいいます。託送供給等約款における需要者が該当します。
契約内容通知書	当社がｅｏ電気契約者に発行する書面であり、当該ｅｏ電気契約者に係る契約内容を記載したものをいいます。
ｅｏ電気契約	このｅｏ電気契約約款に基づくお客さまと当社との契約をいいます。
ｅｏ光のネットサービス	当社の光ファイバーアクセスサービス契約約款、光ファイバーアクセスサービス(eo光シンプルプラン)契約約款、ｅｏ光ネット【マンションタイプ】会員規約またはｅｏ光ネット【マンションタイプ】所属会員規約に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
供給開始年月日	ｅｏ電気の供給を開始する日をいいます。
検針日	一般送配電事業者によってお客さまごとに検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。
廃止年月日	ｅｏ電気契約の解約に伴い、ｅｏ電気の供給が廃止となる日をいいます。
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条　第２項に定める賦課金をいいます。
消費税相当額	消費税法（昭和６３年法律第１０８号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
貿易統計	関税法に基づき公表される統計をいいます。
平均燃料価格算定期間	貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から１０月３１日までの期間、９月１日から１１月３０日までの期間、１０月１日から１２月３１日までの期間、１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間といたします。）を

	いいます。

（単位および端数処理）

第４条　このｅｏ電気契約約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は以下のとおりといたします。

（１）使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２）力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（３）料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は切り捨てます。

第２章　契約

（契約申し込みおよび適用の条件）

第５条　ｅｏ電気は、関西電力送配電株式会社が維持および運用する供給区域において、すでに単相１００ボルトまたは２００ボルトの低圧で電気供給契約を小売電気事業者等と締結しているまたは締結できる状態で電灯または小型機器を使用される場合に限り、申し込みできます。

なお、ｅｏ電気申し込み時にお客さまが電気供給を受けている小売電気事業者等（以下、旧小売電気事業者等といいます。）との電気供給契約において、契約形態が高圧一括受電、利用予定期間が１年未満または使用機器の総容量が４００ボルトアンペア以下である等の場合はｅｏ電気に申し込むことはできません。

２　ｅｏ電気オール電化プランは、以下の各号のすべてを満たすことを条件に適用されます。

（１）需要場所にオール電化機器を設置し、かつ利用実態があること。

（２）ｅｏ電気オール電化プランから他の契約プランへの変更後、再びｅｏ電気オール電化プランに契約を変更する場合、当該他のプランへの変更後１年以上経過していること。

３　ｅｏ電気オール電化プランの契約者は、契約の成立後、オール電化機器の取り外しをする等、２（１）を満さなくなる場合、遅滞なく当社にその旨通知するものとします。

４　ｅｏ電気オール電化プランの契約者は、当社が、２（１）の条件を満たすか否かを確認するため、当社の指定する者が需要場所へ立ち入ることの承諾、オール電化機器の設置を証明する書類等の提示その他当社が必要と認めたことを求めた場合には、その求めに応じるものとします。

５　当社は、ｅｏ電気オール電化プランが適用されている契約において、２に記載する条件をいずれかの時点で満たさないと判断した場合、ｅｏ電気オール電化プランの適用開始日にさかのぼって、別表１のｅｏ電気スタンダードプランを適用し、同プランの料金表に基づき料金を精算することができるものとします。ｅｏ電気利用者が、３に定める通知を行わなかった場合、４に定める当社の求めに応じなかった場合も同様とします。

（契約の単位）

第６条　当社は、原則としてお客さまに対し、１利用場所につき、ｅｏ電気１契約を締結いたします。また、この利用場所については、供給地点特定番号で定められた場所といたします。

（供給電気方式、供給電圧および周波数）

第７条　ｅｏ電気の供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとし、周波数は、標準周波数６０ヘルツといたします。

（契約電力および接続供給電力の算定）

第８条　ｅｏ電気の契約電力は５０キロワット未満となります。なお、接続供給電力は一般送配電事業者によって供給地点で３０分ごとに計量された電力量を基に算定されます。

２　ｅｏ電気オール電化プランについては、各月の契約電力は、その１月の最大使用電力と前１１月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

（電気設備に関する技術基準、法令等の遵守）

第９条　ｅｏ電気契約者および利用者は、ｅｏ電気契約者または利用者の電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等を遵守するものとします。

（契約申し込みの方法）

第１０条　ｅｏ電気の申し込みをする場合は、ｅｏ電気契約約款に同意のうえ、当社所定の方法により申し込むものとします。また、旧小売電気事業者等との電気供給契約は、当社で解約手続きが必要な場合は代行をいたします。当該契約の解約手続きの代行に対して、旧小売電気事業者等が当該契約の解約を承諾した場合、旧小売電気事業者等との契約は解約されます。

（契約申し込みの承諾）

第１１条　当社は、ｅｏ電気の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って当社が別に定める照査基準に基づき承諾いたします。

２　ｅｏ電気の契約は、当社が申し込みを承諾し、旧小売電気事業者等との電気供給契約の解約が承諾された時点で成立いたします。契約の成立については、ｅｏ電気契約者の契約者住所への契約内容通知書の発送をもってｅｏ電気契約者に通知いたします。お客さまの都合により申し込みを取り止める場合は、契約の成立までにその旨を当社まで連絡していただきます。

３　第１項によらず、次の場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。

（１）ｅｏ電気の契約の申し込みをした者がｅｏ電気の料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。

（２）第１０条（契約申し込みの方法）に基づき申し込まれた内容に虚偽、不実な内容がある場合。

（３）一般送配電事業者の都合により接続供給が開始できない場合。

（４）その他当社の業務の遂行上、支障がある場合。

（契約者の氏名等の変更の届出および当社からの通知の到達時期）

第１２条　ｅｏ電気契約者には、氏名、名称、地位の承継、連絡用メールアドレス、登録情報等、または請求書の送付先に変更があったときは、当社が指定する方法で当社に速やかに届け出るものとしま

す。

２　ｅｏ電気契約者は、前項の届出に伴って当社が求めた場合には、届出のあった事実を証明する書類を当社に提示するものとします。

３　当社が行う各通知および意思表示は、それぞれ以下の各号の時にｅｏ電気契約者に到達したものとみなします。

（１）登録住所等のいずれかに書面を送付する方法による場合は、当該書面が当該登録住所等に到着した時または当社が当該書面を発送した日の翌日２４時のいずれか早い方

（２）登録アドレスへ電子メールを送信する方法による場合は、当社が当該電子メールを発信した時

（利用権の譲渡）

第１３条　ｅｏ電気契約者は、当社の承諾なくこのｅｏ電気契約約款に基づいてｅｏ電気の電気供給を受ける権利（以下、ｅｏ電気契約に係る利用権といいます。）を譲渡することはできません。ｅｏ電気契約者は、ｅｏ電気契約に係る利用権の譲渡について承諾を受けようとするときは、当社に対して、当事者が連署した当社所定の書面を送付していただきます。

２　当社は、前１項の規定によりｅｏ電気契約に係る利用権の譲渡の承諾を求められたときは、次の場合には承諾いたしません。

（１）ｅｏ電気契約に係る利用権を譲り受けようとする者がｅｏ電気契約に基づく料金支払債務、その他当社に対して負う債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断するとき

（２）ｅｏ光ネット利用時にｅｏ光ネットに係る利用権を併せて譲渡されないとき

（３）利用場所の変更を伴うとき

（４）その他承認すべきではない事情があると当社が判断するとき

（供給開始年月日）

第１４条　当社は、お客さまからのｅｏ電気の申し込みを承諾したときは、供給開始年月日を定め、供給の開始に必要な手続きを経たのち供給を開始いたします。なお、供給開始年月日は、一般送配電事業者が定める検針日を基準として当社が定める年月日となります。

２　引越しによって利用場所が変更となる場合は、当社はｅｏ電気契約者から引越し先でのｅｏ電気のご利用開始希望年月日を確認し、引越し先での供給開始年月日は、一般送配電事業者の都合等、やむを得ない場合を除き、当該ご利用開始希望年月日となるように手続きを行います。

３　引越し先等で他の小売電気事業者等との電気供給契約がなく、当社への申し込み以前に電気を利用されている場合は、お客さまの申告に応じ、最大３１日間遡って供給開始年月日を設定いたします。

（契約の変更）

第１５条　ｅｏ電気契約者が契約の変更を希望される場合は、このｅｏ電気契約約款に特段の定めがない限り、第１０条（契約申し込みの方法）、第１１条（契約申し込みの承諾）に準じて取り扱います。契約種別の変更に伴う適用開始日は、原則翌月初となります。

２　削除

（引越しに伴う契約の扱い）

第１６条　ｅｏ電気契約者が引越しに伴い、ｅｏ電気の利用場所を変更される場合は、移転元の利用場所におけるｅｏ電気の契約は解約させていただき、移転先の利用場所において、新たにｅｏ電気契約を締結していただきます。

（契約者が行う解約）

第１７条　ｅｏ電気契約者がｅｏ電気契約を解約される場合は、あらかじめ電気供給の廃止希望年月日を定めて、当社に通知するものとします。当社は原則として、ｅｏ電気契約者から通知された廃止希望年月日に合わせて必要な手続きを行います。

ただし、当社の責めによらない理由等により廃止させるための処置ができない場合は、ｅｏ電気契約者と協議のうえ、廃止年月日を設定いたします。

２　ｅｏ電気契約者がｅｏ電気の解約を他の小売電気事業者等に依頼して手続きする場合は、当社は当該小売電気事業者等の手続きを当該ｅｏ電気契約者の代行として取り扱います。

（当社が行う解約）

第１８条　以下のいずれかに該当する場合には、ｅｏ電気契約者と当社との契約を解約することができるものとします。なお、この場合、当社は特別な事情がある場合を除き、解約の１５日前までにｅｏ電気契約者に通知いたします。

（１）ｅｏ電気契約者が電気料金の支払期日を経過してなお支払わない場合

（２）ｅｏ電気契約者がｅｏ電気契約約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息その他この契約から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合

（３）（削除）

（４）利用者が第８条（契約電力および接続供給電力の算定）における契約電力を超えて使用した場合

（５）一般送配電事業者により接続供給が終了された場合

（６）ｅｏ電気契約者または利用者が第１９条（ｅｏ電気における禁止事項）に違反した場合

（７）ｅｏ電気契約者または利用者が第４３条（一般送配電事業者による供給停止）１（２）、（３）または２に該当する行為を行った場合

（８）ｅｏ電気契約者または利用者がこのｅｏ電気契約約款に反した場合

２　当社は、前項に定めるほか、１カ月前までにその旨を当社通知方法によりｅｏ電気契約者に通知を行うことにより、ｅｏ電気契約の解約をすることができるものとします。

３　当社は、以下のいずれかに該当し、当社通知方法により、ｅｏ電気契約者に対して、契約継続の意思があるかどうか確認するために当該事実を通知するも、ｅｏ電気契約者から３日以内に契約継続の意思が示されない場合、一般送配電事業者が需給を終了させるための適当な処置を行なった日に、ｅｏ電気契約者と当社との契約を解約することができるものとします。

（１）当社が、一般送配電事業者より、その需要場所に他の小売事業者からの再点申出がなされたことの通知を受けた場合

（２）当社が、第三者より、ｅｏ電気契約者が電気を使用しておらず、かつ解約の通知をすることが困難な状況にあるとの情報、または、ｅｏ電気契約者が死亡したとの情報を受けた場合
（３）建物の滅失・毀損または計器の滅失・毀損・撤去等により、電気を使用することまたは当社が電気を供給することが困難な状況にあると認められた場合
（４）その他、ｅｏ電気契約者が需要場所から移転して電気を使用していないと当社が判断した場合

（ｅｏ電気における禁止事項）

第１９条　ｅｏ電気契約者および利用者は、以下の行為を行わないものといたします。
（１）法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある行為
（２）その他公序良俗に反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
（３）当社が定める注意事項に反する行為
（４）その他、当社が不適切と判断する行為

第３章　月間使用電力量の算定

（月間使用電力量の算定）

第２０条　使用電力量の計量は、次の場合を除き、一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される３０分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。
（１）３０分毎に計量することができる記録型計量器（以下、スマートメーターといいます）以外の計量器で計量された場合は、スマートメーター以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）において計量された使用電力量を一般送配電事業者が３０分ごとに均等に配分した値を３０分毎の使用電力量とします。
（２）計量器の故障等により月間使用電力量を正しく計量できない場合には、月間使用電力量は、別表３　（使用電力量の協定）を基準として、ｅｏ電気契約者と当社との協議によって定めます。

第４章　電気料金の算定および支払い条件

（契約種別および電気料金）

第２１条　ｅｏ電気の契約種別は別表１料金表のとおりといたします。なお、ｅｏ電気契約者がその契約に基づき支払う電気料金は、以下の合計といたします。
（１）別表１．料金表第１表「電気使用料金」における「第１　基本料金」または「第１の２　最低料金」（契約種別により適用されるものが異なります）
（２）別表１．料金表第１表　「電気使用料金」における「第２　電力量料金」
（３）別表１．料金表第１表　「電気使用料金」における「第３　燃料費調整額」
（４）別表２．（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金

（電気料金の算定期間）

第２２条　電気料金の算定期間は、次の場合を除き、原則として毎月１日から当該月末日までの期間といたします。

（１）電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は、供給開始年月日から供給開始年月日が属する月末日までの期間といたします。

（２）電気の供給を廃止した場合の電気料金の算定期間は、廃止年月日が属する月初から廃止年月日までの期間といたします。

（日割り計算）

第２３条　当社は、電気の供給を開始または廃止した場合は、次により料金を算定いたします。

（１）基本料金は、別表５日割り計算の基本算定（１）により日割り計算をいたします。

（２）最低料金は、別表５日割り計算の基本算定（２）により日割り計算をいたします。

（３）電力量料金は、日割り計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、ｅｏ電気スタンダードプランの料金適用上の使用量区分については、別表５日割り計算の基本算定（３）により日割り計算をいたします。ｅｏ電気再エネプランの料金適用上の使用量区分については、別表５日割り計算の基本算定（４）により日割り計算をいたします。

（料金請求が遅れた場合の取扱い）

第２４条　一般送配電事業者から当社への検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じた場合は、当該月の料金はその翌月分の料金請求時に合算して請求させていただくことがあります。

（電気料金の支払い義務）

第２５条　ｅｏ電気契約者は、ｅｏ電気の供給開始年月日から廃止年月日までの期間について、第２１条（電気料金）に規定する電気料金の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払い義務）

第２６条　ｅｏ電気契約者は、ｅｏ電気に係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表１料金表第３表（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（支払い方法）

第２７条　ｅｏ電気契約者は、電気料金および手続きに関する料金について、当社が定める期日までにｅｏ光ネット等他のｅｏサービス利用料と合算で次のいずれかの方法にて支払っていただきます。

（１）ｅｏ電気契約者が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

（２）ｅｏ電気契約者が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

（最低利用期間）

第２８条　ｅｏ電気には、契約種別ごとに最低利用期間があります。

２　最低利用期間は、ｅｏ電気の供給開始年月日を含む料金月の翌月または契約種別変更の適用開始

年月日を含む料金月から起算して１２カ月目の末日までといたします。

３　最低利用期間内にｅｏ電気契約者によるｅｏ電気契約の契約種別変更または解約があった場合は、別表１料金表第２表に規定する額をｅｏ電気契約者に一括で支払っていただきます。

４　ｅｏ電気契約者による最低利用期間内のｅｏ電気契約の解約に伴い、一般送配電事業者から工事費等の負担金に係る精算金を当社が請求された場合は、その精算金に相当する額をｅｏ電気契約者に一括で支払っていただきます。

（割増金）

第２９条　ｅｏ電気契約者は、第４３条（一般送配電事業者による供給停止）２（２）の場合等、料金その他の費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の２倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により当社に支払っていただきます。

（延滞利息）

第３０条　ｅｏ電気契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年１４．５％の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して１０日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（預託金）

第３１条　次の場合には、ｅｏ電気の利用に先だってお客さまに預託金を預け入れていただくことがあります。

（１）当社がお客さまのｅｏ電気契約の申し込みを承諾したとき

（２）お客さまが当社のｅｏ電気の料金その他の債務の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき

２　預託金の額は、１契約ごとに１０万円以内で当社が別に定める額といたします。

３　預託金については、無利息といたします。

４　当社は、ｅｏ電気契約の解約等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れたお客さまに返還いたします。この場合において、そのお客さまがその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当いたします。

第３２条　（削除）

第５章　ｅｏ電気契約者または利用者の協力

（力率の保持）

第３３条　利用場所の負荷の力率は、原則として９０パーセント以上に保持していただきます。

（供給準備その他必要な手続きのための協力）

第３４条　利用者には、接続供給の実施に伴い、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

（一般送配電事業者からの連絡）

第３５条　工事等に関して一般送配電事業者がｅｏ電気契約者または利用者へ直接連絡する場合があります。

（一般送配電事業者による立ち入りへの協力）

第３６条　一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、ｅｏ電気契約者または利用者の承諾をえて利用者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

（１）供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等利用場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査

（２）第３８条（保安等に対する協力）によって必要なｅｏ電気契約者または利用者の電気工作物の検査等の業務

（３）不正な電気の使用を防止するために必要なｅｏ電気契約者または利用者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

（４）計量器の検針または計量値の確認

（５）第４３条（一般送配電事業者による供給停止）による必要な処置

（６）その他ｅｏ電気契約者に係る当社と一般送配電事業者との接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

（保護装置の設置等の対策）

第３７条　ｅｏ電気契約者または利用者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、ｅｏ電気契約者または利用者の負担で、必要な調整装置または保護装置を利用場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。

また、とくに必要がある場合には、ｅｏ電気契約者または利用者の負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

（１）　負荷等の特性によって電圧または各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

（２）　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

（３）　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

（４）　著しい高周波または高調波を発生する場合

（５）　その他（１）、（２）、（３）または（４）に準ずる場合

（保安等に対する協力）

第３８条　次の場合には、ｅｏ電気契約者または利用者からすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。また、この場合には、一般送配電事業者はただちに適当な処置をいたします。

（１）利用者が、引込線、計量器等利用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

（２）ｅｏ電気契約者または利用者が、ｅｏ電気契約者または利用者の電気工作物に異状もしくは故障

があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

なお、ｅｏ電気契約者または利用者が、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その供給設備を使用しない期間については、一般送配電事業者は、（１）または（２）に準じて適当な処置を行います。

２　利用者が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者に通知していただきます。

この場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、ｅｏ電気契約者または利用者にその内容の変更をしていただくことがあります。

（調査）

第３９条　次の場合には、一般送配電事業者は法令で定めるところにより、ｅｏ電気契約者または利用者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

２　調査は、次の事項について行います。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

（１）絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

（２）接地抵抗値の測定

（３）点検

３　一般送配電事業者は、（１）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、ｅｏ電気契約者または利用者にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、検査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行います。

（調査等の委託）

第４０条　一般送配電事業者は、第３９条（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

２　一般送配電事業者は、第１項によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、ｅｏ電気契約者または利用者にお知らせいたします。

（調査に対する協力）

第４１条　ｅｏ電気契約者または利用者が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

２　第３９条（調査）により一般送配電事業者が調査を行うにあたり、必要があるときは、ｅｏ電気契約者または利用者には、一般送配電事業者に対し電気工作物の配線図を提示していただきます。

（自家用電気工作物）

第４２条　ｅｏ電気契約者または利用者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、このｅｏ電

気契約約款の次のものは、適用いたしません。

（１）第３９条（調　査）

（２）第４０条（調査等の委託）

（３）第４１条（調査に対する協力）

第６章　一般送配電事業者による供給停止

（一般送配電事業者による供給停止）

第４３条　ｅｏ電気契約者または利用者が以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により電気の供給を停止される場合があります。

（１）ｅｏ電気契約者または利用者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

（２）利用場所内の一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

（３）一般送配電事業者以外の者が利用場所における一般送配電事業者の電線路または引込み線とｅｏ電気契約者または利用者の電気設備との接続を行った場合

２　ｅｏ電気契約者または利用者が以下のいずれかに該当し、当社または一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者により電気の供給を停止される場合があります。

（１）ｅｏ電気契約者または利用者の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合

（２）電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用された場合

（３）第３６条（一般送配電事業者による立ち入りへの協力）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

（４）第３７条（保護装置の設置等の対策）によって必要となる措置を講じられない場合

３　ｅｏ電気契約者または利用者がその他このｅｏ電気契約約款に反した場合には、一般送配電事業者により電気供給を停止される場合があります。

４　第１項から第３項によって電気供給を停止する場合には、一般送配電事業者は電気供給の停止のための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じて利用者に協力をしていただきます。

５　第１項から第３項によって電気供給を停止する場合でも、料金を減額することなく、算定いたします。

（一般送配電事業者による使用制限もしくは中止）

第４４条　次の場合には一般送配電事業者より、電気の使用を制限、もしくは中止されることがあります。

（１）一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

（２）一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

（３）その他電気の需給上または保安上必要がある場合

2　第１項の場合には、一般送配電事業者から、あらかじめその旨を広告その他によってｅｏ電気契約者に通知されます。ただし、緊急時等やむをえない場合は、この限りではありません。

3　第１項の場合により、電気の使用を制限もしくは中止された場合についても、料金を減額することなく、算定いたします。

第７章　工事費等の負担

（工事費等の負担）

第４５条　ｅｏ電気契約者または利用者が小型機器等の増設や利用者の都合に基づく事情等により、一般送配電事業者が設備の工事を行い、これに伴う工事費等の費用負担を当社が一般送配電事業者から求められた場合には、ｅｏ電気契約者にその費用を負担していただきます。

2　ｅｏ電気契約者または利用者の都合により既存の供給地点を移設した場合等に発生する供給地点から利用者の引込開閉器に至るまでの配線は、ｅｏ電気契約者または利用者の負担で施設していただきます。

第８章　損害賠償

（損害賠償の免責）

第４６条　当社または一般送配電事業者に故意または過失がある場合を除き、ｅｏ電気契約者または利用者が漏電、その他の事故により受けた損害について、当社および一般送配電事業者は賠償の責めを負いません。

2　第１８条（当社が行う解約）、第４３条（一般送配電事業者による供給停止）または第４４条（一般送配電事業者による使用制限もしくは中止）によって利用者の受けた損害について当社または一般送配電事業者は賠償の責めを負いません。

3　当社は、一般送配電事業者による用地交渉、停電交渉他または天候等によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた供給開始年月日が守れないことが明らかになった場合は、その理由をｅｏ電気契約者にお知らせし、あらためて供給開始年月日を設定するとともにそれが当社および一般送配電事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社および一般送配電事業者はｅｏ電気契約者または利用者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

（設備の賠償責任）

第４７条　ｅｏ電気契約者または利用者が故意または過失によって、一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことで当社が一般送配電事業者から損害賠償請求を受けた場合は、ｅｏ電気契約者または利用者にその損害を賠償していただきます。

第９章　雑則

（保安の責任）

第４８条　供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等利用場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

（ｅｏ電気契約者に係る情報の利用）

第４９条　当社は、ｅｏ電気契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、連絡用メールアドレス、住所もしくは居所、または請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用いたします。なお、ｅｏ電気の提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、ｅｏ電気契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（お客さまに係る情報の共同利用）

第５０条　当社は、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関および他の小売電気事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。なお、個人情報の共同利用の範囲、目的、情報の項目および管理責任者は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（一般送配電事業者によるお客さまに係る情報の提供）

第５１条　お客さまによるｅｏ電気の申し込みに伴い、接続供給の実施に必要なお客さまの情報は、一般送配電事業者より当社に提供されます。

（託送供給等約款に基づく遵守事項）

第５２条　ｅｏ電気契約者または利用者には、このｅｏ電気契約約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

（法令に規定する事項）

第５３条　ｅｏ電気の提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（専属的合意管轄裁判所）

第５４条　ｅｏ電気契約者または利用者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

（準拠法）

第５５条　このｅｏ電気契約約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものといたします。

（サービスの終了）

第５６条　当社は、次の場合には、ｅｏ電気を終了することがあります。

（１）当社が提供する他のサービスによってｅｏ電気の必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。

（２）経営上、技術上等の理由によりｅｏ電気が適正かつ正常な提供ができなくなりｅｏ電気の運営が事実上不可能になったとき。

（３）その他の理由でｅｏ電気が提供できなくなったとき。

２　当社は、第１項の規定によりｅｏ電気を終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期等をｅｏ電気契約者に通知いたします。

ただし、ｅｏ電気契約者の氏名等の変更の届出に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には通知を行ったものとみなします。

（ｅｏＩＤの提供）

第５７条　当社は、ｅｏ電気契約が成立した場合は、ｅｏ電気契約者に対し、１のｅｏＩＤを提供します。ただし、既にｅｏＩＤを保有している場合は、この限りではありません。

２　ｅｏＩＤの利用および取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定めるｅｏＩＤ利用規約において定めます。ｅｏ電気契約者は、ｅｏＩＤを取得した時点でｅｏＩＤ利用規約に同意したものとみなします。

（キャンペーン等の適用）

第５８条　別紙ｅｏ電気提供条件において、当社が定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

別　表

１．料金表

契約種別は次のとおりといたします。

契約種別	ｅｏ電気シンプルプラン
	ｅｏ電気スタンダードプラン
	削除
	ｅｏ電気オール電化プラン
	ｅｏ電気再エネプラン

第１表　電気使用料金

第１　基本料金

基本料金は、１カ月につき次のとおりといたします。

	ネットセット	ネット契約無
ｅｏ電気シンプルプラン	１，８５６．５２円（税込）	１，８７５．２７円（税込）
ｅｏ電気スタンダードプラン	０円（税込）	５２２．５８円（税込）
削除		

		ネットセット	ネット契約無
ｅｏ電気オール電化プラン	最初の１０キロワットまで	２，１７８．９３円（税込）	２，２８８．９３円（税込）
	１０キロワットをこえる１キロワットにつき	３９６．０９円（税込）	３９６．０９円（税込）

※ｅｏ電気オール電化プランで電気を全く使用されない（使用量が０キロワット時）場合の基本料金は半額といたします。

※ネットセットは、ｅｏ光のネットサービスとeo電気の契約者氏名、利用場所、お支払い方法が同一でご契約いただいている場合に適用される単価です。

第１の２　最低料金

最低料金は、１契約につき次のとおりといたします。

		ネットセット	ネット契約無
ｅｏ電気再エネプラン	最初の１５キロワット時まで	５３７．７５円(税込)	５４２．０８円(税込)

※ネットセットは、ｅｏ光のネットサービスとeo電気の契約者氏名、利用場所、お支払い方法が同一でご契約いただいている場合に適用される単価です。

第２　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

	ｅｏ電気シンプルプラン	
	ネットセット	ネット契約無
１キロワット時につき	２３．２８円（税込）	２３．５２円（税込）

		ｅｏ電気スタンダードプラン	
		削除	
		ネットセット	ネット契約無
第１段階料金	最初の１５キロワット時までの１キロワット時につき	３４．５５円（税込）	０．００円（税込）
第２段階料金	１５キロワット時をこえ１２０キロワット時までの１キロワット時につき	２０．０１円（税込）	２０．２１円（税込）
第３段階料金	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２５．３５円（税込）	２５．６１円（税込）
第４段階料金	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２８．３０円（税込）	２８．５９円（税込）

		ｅｏ電気オール電化プラン	
		ネットセット	ネット契約無
デイタイム（夏季）	１キロワット時につき	２７．４２円（税込）	
デイタイム（その他季）		２４．９２円（税込）	
リビングタイム		２１．６６円（税込）	
ナイトタイム		１４．６０円（税込）	

※ｅｏ電気オール電化プランの季節区分は，次のとおりといたします。
夏季とは、毎年７月１日から９月３０日までの期間をいい、その他季とは、毎年１０月１日から翌年６月３０日をいいます。
※ｅｏ電気オール電化プランの時間帯区分は，次のとおりといたします。
デイタイムとは、休日扱い日以外の毎日午前１０時から午後５時までの時間をいいます。

リビングタイムとは、平日午前７時から午前１０時および午後５時から午後１１時の時間ならびに休日扱い日の午前７時から午後１１時の時間をいいます。
なお、休日扱い日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、１月２日、１月３日、４月３０日、５月１日、５月２日、１２月３０日および１２月３１日をいいます。
ナイトタイムとは、毎日午前０時から午前７時までおよび午後１１時から翌日の午前０時までの時間をいいます。

		ｅｏ電気再エネプラン	
		ネットセット	ネット契約無
第１段階料金	１５キロワット時をこえ１２０キロワット時までの１キロワット時につき	２１．３１円（税込）	２１．５１円（税込）
第２段階料金	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２６．６５円（税込）	２６．９１円（税込）
第３段階料金	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２９．６０円（税込）	２９．８９円（税込）

※ネットセットは、ｅｏ光のネットサービスとeo電気の契約者氏名、利用場所、お支払い方法が同一でご契約いただいている場合に適用される単価です。

第３　燃料費調整額

単位	料金額	
ｅｏ電気シンプルプラン	１キロワット時につき	当社が毎月定める燃料費調整単価　※
ｅｏ電気スタンダードプラン		
削除		
ｅｏ電気オール電化プラン		
ｅｏ電気再エネプラン		

※燃料費調整額は、別表４．燃料費調整（１）第イ項によって算定された平均燃料価格が２７，１００円を下回る場合は、別表４．燃料費調整（１）第二項によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表４．燃料費調整（１）第イ項によって算定された平均燃料価格が２７，１００円を上回る場合は、別表４．燃料費調整（１）第二項によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

第２表　解約精算金

単位	料金額	
ｅｏ電気シンプルプラン	１契約ごとに	残余の期間にかかわらず一律 ３，３００円（税込）
ｅｏ電気スタンダードプラン		
削除		

ｅｏ電気オール電化プラン		
ｅｏ電気再エネプラン		

（注）当社が別に定める態様に該当するときは、解約精算金の支払いを要しません。

第３表　手続きに関する料金

１　適用

手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりといたします。

料金種別	内容
契約事務手数料	ｅｏ電気契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、ｅｏ電気契約者は２（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。 当社が別に定める態様に該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。
プラン変更事務手数料	ｅｏ電気契約の契約種別変更を行うときは、ｅｏ電気契約者は２（料金額）に規定するプラン変更事務手数料の支払いを要します。
契約内容通知書再発行手数料	ｅｏ電気契約者からの請求により契約内容通知書を再発行する場合、ｅｏ電気契約者は２（料金額）に規定する契約内容通知書再発行手数料の支払いを要します。
請求書等発行手数料	ｅｏ電気契約者からの請求または料金その他の債務の支払いを現に怠るおそれがあることにより、そのｅｏ電気に関する料金の請求書等の発行を行ったときは、ｅｏ電気契約者は２（料金額）に規定する請求書等発行手数料の支払いを要します。 　なお、２０２１年４月以降発行分より、請求書等での支払いに伴う振込手数料はｅｏ電気契約者の負担とします。
料金明細類発行手数料	ｅｏ電気契約者からの請求によりｅｏ電気に関する料金の口座振替のお知らせなど（以下「料金明細類」といいます。）の発行を受けたときは、ｅｏ電気契約者は２（料金額）に規定する料金明細類発行手数料の支払いを要します

２　料金額

区分	単位	料金額
契約事務手数料	１契約ごとに	３，３００円（税込）
プラン変更事務手数料	１契約ごとに	０円
契約内容通知書再発行手数料	送付ごとに	２８３円（税込）
請求書等発行手数料	送付ごとに	４４０円（税込）

料金明細類発行手数料	送付ごとに	２２０円（税込）

３　その他

（１）削除

（２）削除

（３）削除

（４）料金などの臨時減免

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事に関する費用を減免することがあります。

２．再生可能エネルギー発電促進賦課金

（１）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第１２条第２項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（２）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用する期間については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じます。

（３）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

３．使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（１）過去の使用電力量による場合（※１）

次のいずれかによって算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　前３月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

（※１）３．（１）における「月」（協定期間の当該月を含みます。）は、関西電力送配電の託送供給約款に定める検針期間をいいます。また、「協定期間の日数」は歴月ごとに分けて算出します。

（２）使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（３）取替後の計量器によって計量された期間の日数が１０日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

（４）参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

（５）公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量された電力量}}{\text{１００パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　ｅｏ電気契約者の申し出により測定したときは、申し出の日の属する月

ロ　当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

（６）（１）から（５）によって使用電力量を定める場合、協定期間の３０分ごとの使用電力量は、協定期間の使用電力量を協定期間における３０分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし、協定期間の使用電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの使用電力量をそれぞれの時間帯区分の３０分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

４．燃料費調整

（１）燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝　Ａ×α ＋Ｂ×β ＋Ｃ×γ

Ａ　＝　各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ　＝　各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ　＝　各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α ＝０．０１４０

β ＝０．３４８３

γ ＝０．７２２７

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の各単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）１キロリットル当たりの平均燃料価格が２７，１００円を下回る場合

燃料費調整単価＝（２７，１００円　－　平均燃料価格）×（２）の基準単価／１，０００

（ロ）１キロリットル当たりの平均燃料価格が２７，１００円を上回る場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格　－　２７，１００円）×（２）の基準単価／１，０００

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	６月ご使用分
毎年２月１日から４月３０日までの期間	７月ご使用分
毎年３月１日から５月３１日までの期間	８月ご使用分
毎年４月１日から６月３０日までの期間	９月ご使用分
毎年５月１日から７月３１日までの期間	１０月ご使用分
毎年６月１日から８月３１日までの期間	１１月ご使用分
毎年７月１日から９月３０日までの期間	１２月ご使用分
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月ご使用分
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月ご使用分
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月ご使用分

毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月ご使用分
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月ご使用分

二　燃料費調整額

燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２）基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	０．１６５円（税込）

（３）燃料費調整単価の掲示

当社は上記（１）ロの燃料費調整単価を当該月の料金請求までに当社が指定するホームページで公開いたします。

５．日割り計算の基本算定

日割り計算の基本算定は、次のとおりといたします。

（１）基本料金を日割りする場合

基本料金＝１月の基本料金×（日割り計算対象日数／当該月の暦日数）

上記の算定式に適用する日割り計算対象日数とは、供給開始年月日または廃止年月日が属する月における電気料金の算定期間を示し、電気の供給開始年月日および廃止年月日を含みます。

ただし、電力量料金は、日割り計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

（２）最低料金を日割りする場合

最低料金＝１月の最低料金×（日割り計算対象日数／当該月の暦日数）

最低料金適用電力量＝１５キロワット時×（日割り計算対象日数／当該月の暦日数）

なお、最低料金適用電力量とは、上記算定式により算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

上記の算定式に適用する日割り計算対象日数とは、供給開始年月日または廃止年月日が属する月における電気料金の算定期間を示し、電気の供給開始年月日および廃止年月日を含みます。

（３）ｅｏ電気スタンダードプランの電力量区分を日割りする場合

第１段階料金適用電力量＝１５キロワット時×（日割り計算対象日数／当該月の暦日数）

なお、第１段階料金適用電力量とは、１５キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝１０５キロワット時×（日割り計算対象日数／当該月の暦日数）

なお、第２段階料金適用電力量とは、１５キロワット時を超え１２０キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第３段階料金適用電力量＝１８０キロワット時×（日割り計算対象日数／当該月の暦日数）

なお、第３段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時を超え３００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

（４）ｅｏ電気再エネプランの電力量区分を日割りする場合

第１段階料金適用電力量＝１０５キロワット時×（日割り計算対象日数／当該月の暦日数）

なお、第１段階料金適用電力量とは、１５キロワット時を超え１２０キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２段階料金適用電力量＝１８０キロワット時×（日割り計算対象日数／当該月の暦日数）

なお、第２段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時を超え３００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

附　則

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１６年1月７日から実施いたします。

２　２０１６年1月７日から２０１６年3月３１日までの間にｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第１表電気使用料金の規定に係わらず、次の料金額を減額いたします。

区分	適用期間	減額する料金額
基本料金	ｅｏ電気の供給開始年月日の属する料金月から起算して１２カ月間	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の電気使用料金月額合計から６００円（税込額６４８円）
電力量料金		
燃料費調整額		

（注）附則２の適用について、電気使用料金の合計額が６００円（税込額６４８円）を下回る場合は、その電気使用料金額を割引額の上限といたします。

３　２０１６年3月３１日までの間に、ｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

４　２０１６年3月３１日までの間に、ｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１６年3月１日から実施いたします。

２　２０１６年1月７日制定規定の附則２の適用を受けるｅｏ電気申込者および２０１６年3月１日から２０１６年5月３１日までの間にｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第１表電気使用料金の規定に係わらず、次の料金額を減額いたします。

区分	適用期間	減額する料金額
基本料金	ｅｏ電気の供給開始年月日の属する料金月から起算して１２カ月間	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の電気使用料金月額合計から１，２００円（税込額１，２９６円）
電力量料金		
燃料費調整額		

（注）附則２の適用について、電気使用料金の合計額が１，２００円（税込額１，２９６円）を下回る場合は、その電気使用料金額を割引額の上限といたします。

３　２０１６年　5月３１日までの間に、ｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾

した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

４　２０１６年　５月３１日までの間に、ｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１６年６月１日から実施いたします。

２　２０１６年６月１日から２０１６年９月３０日までの間にｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第１表電気使用料金の規定に係わらず、次の料金額を減額いたします。

区分	適用期間	減額する料金額
基本料金	ｅｏ電気の供給開始年月日の属する料金月から起算して１２カ月間	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の電気使用料金月額合計から１，２００円（税込額１，２９６円）
電力量料金		
燃料費調整額		

（注）附則２の適用について、電気使用料金の合計額が１，２００円（税込額１，２９６円）を下回る場合は、その電気使用料金額を割引額の上限といたします。

３　２０１６年９月３０日までの間に、ｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

４　２０１６年９月３０日までの間に、ｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１６年１０月１日から実施いたします。

２　２０１６年１０月１日から２０１６年１２月３１日までの間にｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第１表電気使用料金の規定に係わらず、次の料金額を減額いたします。

区分	適用期間	減額する料金額
基本料金	ｅｏ電気の供給開始年月日の属する料金月から起算して１２カ月間	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の電気使用料金月額合計から１，２００円（税込額１，２９６円）
電力量料金		
燃料費調整額		

（注）附則２の適用について、電気使用料金の合計額が１，２００円（税込額１，２９６円）を下回る場合は、その電気使用料金額を割引額の上限といたします。

３　２０１６年１２月３１日までの間に、ｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

４　２０１６年１２月３１日までの間に、ｅｏ電気契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１６年１２月１日から実施いたします。

２　２０１６年１０月１日制定規定の附則２、３、４の適用を受けるｅｏ電気申込者はｅｏ電気シンプルプランへの申込者のみといたします。

３　２０１７年3月３１日までの間に、ｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

４　２０１７年3月３１日までの間に、ｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１７年1月１日から実施いたします。

２　２０１７年1月１日から２０１７年3月３１日までの間にｅｏ電気シンプルプランへの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第１表電気使用料金の規定に係わらず、次の料金額を減額いたします。

区分	適用期間	減額する料金額
基本料金	ｅｏ電気の供給開始年月日の属する料金月から起算して１２カ月間	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の電気使用料金月額合計から１，２９６円（税込）
電力量料金		
燃料費調整額		

（注）附則２の適用について、電気使用料金の合計額が１，２９６円（税込）を下回る場合は、その電気使用料金額を割引額の上限といたします。

３　２０１７年3月３１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

４　２０１７年3月３１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１７年2月１日から実施いたします。

２　２０１７年6月３０日までの間に、ｅｏ電気　阪神タイガース２０１７応援プランへ申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契

約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０１７年４月１日から実施いたします。
２　２０１７年６月３０日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。
３　２０１７年６月３０日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０１７年７月１日から実施いたします。
２　２０１７年８月３１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。
３　２０１７年８月３１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０１７年８月１日から実施いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０１７年９月１日から実施いたします。
２　２０１７年１１月３０日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。
３　２０１７年１１月３０日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。
４　２０１７年９月１日から２０１７年１１月３０日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約約款またはｅｏ光ネット【マンションタイプ】所属会員規約に基づき提供する電気通信サービスとｅｏ電気を同時にお申し込みいただき、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第１表電気使用料金の規定に係わらず、次の料金額を減額いたします。

区分	適用期間	減額する料金額
基本料金	ｅｏ電気の供給開始年月日の属する料金月から起算して３カ月間	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の電気使用料金月額合計から５００円（税込額５４０円）
電力量料金		
燃料費調整額		

（注）附則４の適用について、電気使用料金の合計額が５００円（税込額５４０円）を下回る場合は、その電気使用料金額を割引額の上限といたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１７年１２月１日から実施いたします。

２　２０１８年1月３１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

３　２０１８年1月３１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

４　２０１８年1月３１日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約約款またはｅｏ光ネット【マンションタイプ】所属会員規約に基づき提供する電気通信サービスとｅｏ電気を同時にお申し込みいただき、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第１表電気使用料金の規定に係わらず、次の料金額を減額いたします。

区分	適用期間	減額する料金額
基本料金	ｅｏ電気の供給開始年月日の属する料金月から起算して３カ月間	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の電気使用料金月額合計から５００円（税込額５４０円）
電力量料金		
燃料費調整額		

（注）附則４の適用について、電気使用料金の合計額が５００円（税込額５４０円）を下回る場合は、その電気使用料金額を割引額の上限といたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１８年2月１日から実施いたします。

２　２０１８年4月１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

３　２０１８年4月１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

４　２０１８年4月１日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約約款またはｅｏ光ネット【マンションタイプ】所属会員規約に基づき提供する電気通信サービスとｅｏ電気を同時にお申し込みい

ただき、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第１表電気使用料金の規定に係わらず、次の料金額を減額いたします。

区分	適用期間	減額する料金額
基本料金	ｅｏ電気の供給開始年月日の属する料金月から起算して３カ月間	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の電気使用料金月額合計から５００円（税込額５４０円）
電力量料金		
燃料費調整額		

（注）附則４の適用について、電気使用料金の合計額が５００円（税込額５４０円）を下回る場合は、その電気使用料金額を割引額の上限といたします

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１８年3月１日から実施いたします。

２　２０１８年１０月３１日までの間に、ｅｏ電気　阪神タイガース２０１８応援プランへ申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１８年4月２日から実施いたします。

２　２０１８年7月１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

３　２０１８年7月１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１８年7月１日から実施いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０１８年7月２日から実施いたします。

２　２０１８年8月３１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、別表１料金表第２表解約精算金に規定する料金額に代えて０円を適用いたします。

３　２０１８年8月３１日までの間に、ｅｏ電気シンプルプランまたはｅｏ電気スタンダードプランへの契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、別表１料金表第３表手続きに関する料金に規定する契約事務手数料の料金額に代えて０円を適用いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０１８年9月１日から実施いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０１８年１０月１日から実施いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０１９年2月１日から実施いたします。
２　この改正規程の実施日において、当社はｅｏ電気　阪神タイガースプラン２０１８応援プランの契約をｅｏ電気スタンダードプランへ変更いたします。契約変更後の扱いは、ｅｏ電気スタンダードプランへ契約種別変更した場合に準じます。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０１９年4月１日から実施いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０１９年１０月１日から実施いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０２０年7月１日から実施いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０２０年１０月１日から実施いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０２１年3月２９日から実施いたします。

附　則
（実施期日）
１　このｅｏ電気契約約款は、２０２２年3月２４日から実施いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２２年１０月１日から実施いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２３年1月１日から実施いたします。

２　２０２３年1月１日から２０２３年9月３０日までの間にｅｏ電気を利用された場合の燃料費調整単価は、特別措置として別表４燃料費調整　ロ 燃料費調整単価の規定に係わらず、次の算定といたします。

なお、特別措置とは、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の措置をいいます。

燃料費調整単価

（１）基準燃料費調整単価（別表４燃料費調整ロ 燃料費調整単価）

（２）燃料費調整単価

・燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価 － 特別措置の燃料費調整単価

・特別措置の燃料費調整単価

２０２３年1月１日から２０２３年8月３１日までの間

１キロワット時につき	７．００円（税込）

２０２３年9月１日から２０２３年9月３０日までの間

１キロワット時につき	３．５０円（税込）

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２３年4月１日から実施いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２３年9月１日から実施いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２３年１０月１日から実施いたします。

２　２０２３年１０月１日から２０２３年１２月３１日までの間にｅｏ電気を利用された場合の燃料費調整単価は、特別措置として別表４燃料費調整　ロ 燃料費調整単価の規定に係わらず、次の算定といたします。

なお、特別措置とは、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の措置をいいます。

燃料費調整単価

（１）基準燃料費調整単価（別表４燃料費調整口 燃料費調整単価）

（２）燃料費調整単価

・燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価 － 特別措置の燃料費調整単価

・特別措置の燃料費調整単価

２０２３年１０月１日から２０２３年１２月３１日までの間

１キロワット時につき	３．５０円（税込）

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２４年１月１日から実施いたします。

２　２０２４年１月１日から２０２４年５月３１日までの間にｅｏ電気を利用された場合の燃料費調整単価は、特別措置として別表４燃料費調整　口 燃料費調整単価の規定に係わらず、次の算定といたします。

なお、特別措置とは、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の措置をいいます。

燃料費調整単価

（１）基準燃料費調整単価（別表４燃料費調整口 燃料費調整単価）

（２）燃料費調整単価

・燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価 － 特別措置の燃料費調整単価

・特別措置の燃料費調整単価

２０２４年１月１日から２０２４年４月３０日までの間

１キロワット時につき	３．５０円（税込）

２０２４年５月１日から２０２４年５月３１日までの間

１キロワット時につき	１．８０円（税込）

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２４年４月１日から実施いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２４年８月１日から実施いたします。

２　２０２４年8月１日から２０２４年１０月３１日までの間にｅｏ電気を利用された場合の燃料費調整単価は、特別措置として別表４燃料費調整　ロ 燃料費調整単価の規定に係わらず、次の算定といたします。

なお、特別措置とは、国の「酷暑乗り切り緊急支援」に係る電気料金の措置をいいます。

燃料費調整単価

（１）基準燃料費調整単価（別表４燃料費調整ロ 燃料費調整単価）

（２）燃料費調整単価

・燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価 － 特別措置の燃料費調整単価

・特別措置の燃料費調整単価

２０２４年8月１日から２０２４年9月３０日までの間

１キロワット時につき	４．００円（税込）

２０２４年１０月１日から２０２４年１０月３１日までの間

１キロワット時につき	２．５０円（税込）

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２４年１０月１日から実施いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２５年1月１４日から実施いたします。

２　２０２５年1月１日から２０２５年3月３１日までの間にｅｏ電気を利用された場合の燃料費調整単価は、特別措置として別表４燃料費調整　ロ 燃料費調整単価の規定に係わらず、次の算定といたします。

なお、特別措置とは、国の「令和６年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る電気料金の措置をいいます。

燃料費調整単価

（１）基準燃料費調整単価（別表４燃料費調整ロ 燃料費調整単価）

（２）燃料費調整単価

・燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価 － 特別措置の燃料費調整単価

・特別措置の燃料費調整単価

２０２５年1月１日から２０２５年2月２８日までの間

１キロワット時につき	２．５０円（税込）

２０２５年3月１日から２０２５年3月３１日までの間

１キロワット時につき	１．３０円（税込）

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２５年４月１日から実施いたします。

附　則

（実施期日）

１　このｅｏ電気契約約款は、２０２５年７月１日から実施いたします。

２　２０２５年７月１日から２０２５年９月３０日までの間にｅｏ電気を利用された場合の燃料費調整単価は、特別措置として別表４燃料費調整　ロ 燃料費調整単価の規定に係わらず、次の算定といたします。

なお、特別措置とは、国の「令和６年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る電気料金の措置をいいます。

燃料費調整単価

（１）基準燃料費調整単価（別表４燃料費調整ロ 燃料費調整単価）

（２）燃料費調整単価

・燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価 － 特別措置の燃料費調整単価

・特別措置の燃料費調整単価

２０２５年７月１日から２０２５年７月３１日までの間

２０２５年９月１日から２０２５年９月３０日までの間

１キロワット時につき	２．００円（税込）

２０２５年８月１日から２０２５年８月３１日までの間

１キロワット時につき	２．４０円（税込）